

日本からの入国制限解除の状況

※入国の条件や対象国の見直しは、措置の概要も含め状況の変化に応じて逐次更新されるため、各国への渡航を計画している場合は管轄当局のサイトで都度情報を確認する必要があります。

国名	日本からの入国			欧州(※)域外の入国制限解除対象国・地域 ※EU、EFTA、英国+アンドラ、モナコ、サンマリノ共和国、バチカン市国(注2)
	入国可否	入国解除日	自主隔離の要否等	
EU (動向)		2020年7月1日 ※2021年1月28日より不要不急の入国を制限、同年6月3日より再び解禁、同年9月9日より再び制限	・入域制限解除の対象国であっても、各加盟国の水際措置によっては陰性結果証明の提出や自主隔離の実施などの条件を満たす必要がある。 ・有効なワクチン接種証明書、回復証明書(※)の保持が求められる。 ※2022年3月1日より有効期限を設定。ワクチン接種証明書は、EUが承認したワクチンまたはWHOの緊急使用リスト登録ワクチンの最後の初回接種の14日後が有効となり、有効期限は最後の初回接種から270日間、初回接種の有効期限の経過後はブースター接種の証明書(現時点では有効期限なし)が必要。回復証明書の有効期限は新型コロナウイルスの回復から180日間。	・バレーン、チリ、コロンビア、インドネシア、クウェート、ニュージーランド、ベルー、カタール、ルワンダ、サウジアラビア、韓国、アラブ首長国連邦、ウルクアイ、中国、香港、マカオ、台湾 ※ただし中国については相互主義に基づく措置をとることを条件とする。 ※日本は2020年7月1日の動向で入国制限解除対象であったが、2021年1月28日より対象外に。その後、日本は同年6月3日より再度入国制限解除対象になったが同年9月9日の見直しで再度対象外に。
ドイツ	○	2021年1月1日 ※2021年2月2日より入国を制限、同年6月6日より再び解禁、同年9月5日より再び制限	不要 ※短期滞在者は「重要な渡航理由」がある場合のみ入国可能。ただしワクチン接種証明書所持者は理由不要。 ※入国条件として、①入国前48時間以内のPCR検査結果、②ワクチン接種証明書(注4)、④回復証明書のいずれかの提示を義務付け。	インドネシア、ニュージーランド、韓国、中国、香港、マカオ、台湾 ※ただし、中国は相互主義に基づく措置をとることを条件 ※ワクチン接種証明書所持者は、変異株蔓延地域を除き、国・地域の制限なし入国可能。
フランス	○	2020年7月1日 ※2021年1月31日より入国を原則禁止し、同年3月12日より再び解禁	不要 ワクチン接種証明(※)、回復証明、出発前72時間以内に実施したPCR検査もしくは48時間以内の迅速抗原検査の陰性結果のいずれかの証明書の提示を入国条件に、自主隔離は不要。 ※欧州医薬品庁(EMA)に承認された以下のワクチンの接種の全行程を終了したことを証明できる者。 ・ファイザー、モデルナ、アストラゼネカの場合、2回目の接種完了後7日間経過。 ・ジョンソン・エンド・ジョンソン(ヤンセン)の場合、接種後28日間経過。 ・新型コロナウイルス罹患歴がある場合は1回目のワクチン接種後7日間経過。 ・1月30日より、ワクチン接種完了者の要件(18歳以上)に、上記行程の完了から9か月以内にブースター接種を受けることが追加された。	日本、ニュージーランド、サウジアラビア、韓国、バヌアツ、香港、台湾、アラブ首長国連邦、クウェート、カタール、ルワンダ、セネガル、バレーン、カンボジア、カーボベルデ、コロンビア、コートジボワール、キューバ、エクアドル、フィジー、カボネ、ギニア、赤道ギニア、ギニアビサウ、ホンジュラス、モリシャス、インドネシア、ラオス、モロッコ、モリタニア、ネパール、ニカラガ、ウガンダ、ザンビア、スリランカ、タンザニア、チベット、トーゴ、ベネズエラ、パナマ、南アフリカ共和国、アンゴラ、アルゼンチン、バハマ、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ブータン、ミャンマー、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カナダ、コモロ諸島、コンゴ、ジブチ、エジプト、エスワティニ(旧スワジランド)、米田、エチオピア、インド、イラク、ジャマイカ、カザフスタン、クウェート、レソト、マダガスカル、マラウイ、モリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、オーストラリア、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ロシア連邦主権国、ドミニカ共和国、セントクリストファー・ネイビス、エルサルバドル、セيشェル諸島、スウェーデン、東チモール、チュニジア、ザンビア、ジンバブエ
イタリア	○	2020年7月1日 ※2021年3月6日より入国を制限、同年5月16日より再び解禁	要：5日間の自主隔離。および隔離終了時PCR検査あるいは抗原検査の実施を義務付け。ワクチン接種証明書または回復証明のいずれかを提示した場合は自主隔離免除。 ※入国条件として、入国前のデジタル旅行情報フォーム(dPLF)入力と、入国前72時間以内のPCR検査または入国前24時間以内の抗原検査の陰性証明の提示を義務付け。 ※日本の市区町村等で発行したワクチン接種証明書の有効性は確認されている(注4)。 ※※※乗客上の必要に応じて、イタリアに20時間以内滞在する場合は、完全にいないことを条件に、入国前の陰性証明書等の提示や入国後の自主隔離を免除。この場合も入国前のdPLFの入力は必要。 ※※※3月1日より、自主隔離免除の追加条件となっていた入国前72時間以内のPCR検査もしくは入国前24時間以内の抗原検査の陰性証明の提示義務は撤廃。	アルゼンチン、オーストラリア、バレーン、カナダ、チリ、コロンビア、インドネシア、イスラエル、日本、クウェート、ニュージーランド、ベルー、カタール、ルワンダ、サウジアラビア、韓国、韓国、アラブ首長国連邦、ウルクアイ、香港、マカオ、台湾 ※入国条件として、入国前のデジタル旅行情報フォーム(dPLF)入力が必要。入国前72時間以内のPCR検査または入国前24時間以内の抗原検査の陰性結果証明の提示を義務付け。 ※入国後の自主隔離免除の要件は、入国元の国・地域によって異なるため、要確認。
スペイン	○	2020年7月4日 ※2021年2月1日より不要不急の入国を制限、同年5月24日より再び解禁、同年9月20日より再び制限	不要 ※入国条件として、事前に「健康コントロールフォーム」を記入のうえ、①ワクチン接種証明書(14日以上前に接種完了)(注4)、②入国前72時間以内のPCR検査(検診増幅検査)もしくは24時間以内の抗原検査の陰性証明書、③回復証明、のいずれかの提示が必要。	クウェート、ベルー、コロンビア、カタール、アラブ首長国連邦、インドネシア、ルワンダ、サウジアラビア、中国、香港、マカオ、台湾 ※ただし、中国は相互主義に基づく措置を取ることを条件 ※ワクチン接種証明書(14日以上前に接種完了)、入国前72時間以内のPCR検査(検診増幅検査)もしくは24時間以内の抗原検査の陰性証明書、回復証明書のいずれかを所持していれば、上記以外の国・地域からの不要不急の入国解除が可能。
オランダ	○	2020年7月1日 ※2021年2月2日より入国を制限、同年6月10日より再び解禁、同年9月16日より再び制限	不要 ※入国条件として、事前に「 <u>健康申告書</u> 」を記入のうえ、ワクチン接種証明書(注4)と「 <u>ワクチン接種に関する申告書</u> 」、または回復証明書の提示を義務付け。自主隔離は不要だが、入国直後と入国5日目に自己検査を実施することを推奨。	バレーン、チリ、コロンビア、インドネシア、クウェート、ニュージーランド、ベルー、カタール、ルワンダ、サウジアラビア、韓国、アラブ首長国連邦、ウルクアイ、中国、香港、マカオ、台湾 ※ただし、中国は相互主義に基づく措置を取ることを条件 ※入国直後と入国5日目に自己検査を実施することを推奨。
ベルギー	○	2020年9月24日 ※2021年1月27日より入国を制限、同年7月11日より再び解禁、同年9月10日より再び制限	不要 ※入国条件として、渡航者位置特定フォーム(PLF)を提出の上、ワクチン接種証明、回復証明のいずれかの証明書の提示を入国条件に、自主隔離は不要。 ※ワクチン接種証明、回復証明のどちらも所持していない場合は、必要不可欠な渡航と認められる理由が限り無い渡航不可。	・サウジアラビア、バレーン、チリ、コロンビア、韓国、アラブ首長国連邦、インドネシア、クウェート、ニュージーランド、ベルー、カタール、香港、マカオ、ルワンダ、ウルクアイ、台湾。 ・入国条件として、渡航者位置特定フォーム(PLF)を提出の上、ワクチン接種証明、回復証明、出発前72時間以内に実施したPCR検査もしくは36時間以内の迅速抗原検査の陰性結果のいずれかの証明書の提示を入国条件に、自主隔離は不要。
オーストリア	○	2020年9月28日 ※2021年2月10日より入国を制限、同年6月24日より再び解禁、9月15日より再び制限	不要：ワクチン接種証明(接種完了またはブースター接種から270日以内)または回復証明(180日以内)または陰性証明(入国前72時間のPCR検査または24時間以内の抗原検査)のいずれかを提示できる場合、 <u>電子事前登録</u> および自主隔離は不要。 ※上記のいずれも提示できない場合は電子事前登録および入国後10日間の自主隔離措置を義務付け(PCR検査で陰性となり次第隔離は終了)。 ※入国制限対象国・地域はなし	・ワクチン接種証明(接種完了またはブースター接種から270日以内)または回復証明(180日以内)または陰性証明(入国前72時間のPCR検査または24時間以内の抗原検査)のいずれかを提示できる場合は <u>電子事前登録</u> および自主隔離は不要。 ・上記のいずれも提示できない場合は <u>電子事前登録</u> および入国後10日間の自主隔離措置を義務付け(PCR検査で陰性となり次第隔離は終了)。 ※入国制限対象国・地域はなし
ポーランド	○	2020年7月3日	不要 ※2022年3月28日に新型コロナウイルス関連の入国規制を全て解除。	入国制限なし
チェコ	○	2020年7月13日 ※2021年2月5日より入国を制限、同年6月7日より再び解禁、同年9月20日より再び解禁、2022年4月9日より再び解禁	不要 ※2022年4月9日に新型コロナウイルス関連の入国規制を全て解除。	入国制限なし
ハンガリー	○	2020年7月15日 ※2020年9月1日より入国を制限、2021年8月7日より再び解禁、2022年3月7日に全ての入国制限解除	不要 ※2022年3月7日に新型コロナウイルス関連の入国規制を全て解除。	入国制限なし
ルーマニア	○	2020年7月16日(注3) ※2021年1月29日より入国を制限、同年6月1日より再び解禁	不要 ※2022年3月9日に新型コロナウイルス関連の入国規制を全て解除。	入国制限なし
スイス	○	2020年7月7日 ※2021年2月8日より不要不急の入国を制限、同年6月24日より再び解禁、同年9月27日より再び制限	不要 ・ワクチン接種証明、回復証明のいずれかの提示を条件に自主隔離・検査は不要。 ・ワクチン接種者については、査証を持たない短期滞在目的の場合、必要不可欠な理由と認められる渡航以外は入国不可。	・サウジアラビア、バレーン、チリ、コロンビア、韓国、アラブ首長国連邦、香港、インドネシア、クウェート、マカオ、ニュージーランド、ベルー、カタール、ルワンダ、台湾、ウルクアイ。 ・入国制限なし。
英国	○	当初から入国制限なし	不要 ※2022年3月18日に新型コロナウイルス関連の入国規制を全て解除。	入国制限なし

(注1) 最新状況確認日：2022年4月13日(チェコ)、3月29日(ポーランド)、22日(オランダ)、17日(フランス、ルーマニア、英国)、15日(スペイン)、8日(ハンガリー)、3日(イタリア)、1日(EU、オーストリア)、2月24日(スイス)、22日(ベルギー)、1月5日(ドイツ)。

(注2) 欧州の定義にアンドラ、モナコ、サンマリノ共和国、バチカン市国までを含めるかどうかは各国の定義による。

(注3) 官報掲載日。2020年7月29日(日本からの入国制限が解除されていること)をルーマニア本国の官報掲載日とする。

(注4) 日本の市区町村等で発行するワクチン接種証明書の有効性については、外務省海外安全ホームページを参照。ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、ベルギー、オーストラリア、ポーランド、チェコ、スイス、英国は左記ホームページの各国関連ページを参照。